

東京都内の事業者のみなさんへ



東京都の条例^{※1}では、**自転車**利用中の事故により、

**他人にケガをさせてしまった
場合などの損害を賠償できる保険等^{※2}**

への加入が義務となっています!!

※1 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

※2 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済

以下「自転車損害賠償保険等」と表記



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

自転車利用者（未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に参加しなければなりません。

自転車を業務で
使用する事業者

業務中の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。
事業者が事業用の賠償責任保険に参加する必要があります。

自 転 車
貸付業者

- 借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。
- 自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

お願い

自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者

- 自転車購入者や自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に参加しているか確認しましょう。
- 未加入の場合は、自転車損害賠償保険等への加入について情報提供しましょう。

自転車利用者の加入状況の確認や、保険等の種類を情報提供するときは、裏面のチェックシートを活用してください!

既に参加している保険等に付帯されている場合もあります! →

裏面へ



東京都



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク

自転車損害賠償保険等

(個人賠償責任保険、日常生活賠償責任保険、賠償責任共済など
保険会社等によって名称は異なります。)

への加入状況をチェック!!



下記①～⑨のいずれかの保険・共済に加入していますか?
(保険証券等でご確認ください)

はい

加入している下記①～⑨の保険・共済に
自転車損害賠償保険等に相当する補償が付帯されていますか?

はい

すでに
自転車損害賠償保険等に
加入しています。

わからない

ご契約の保険会社・共済に
ご確認ください。

※相当する補償がない場合には、
加入が必要です。

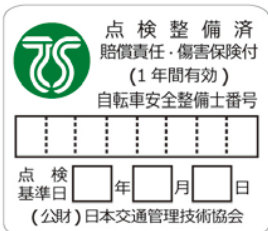
いいえ

いいえ

未加入です!!

自転車損害賠償保険等への
加入が必要です。

確認いただく保険・共済契約		保険・共済に加入するときのチェックポイント
①「自転車保険」(傷害保険とのセット商品)		①事故相手への賠償の保証金額は十分か ②示談交渉サービスは付いているか (自身が加害者となった場合 保険金支払いの対象となる賠償事故について、 相手方との示談交渉を保険会社が代行) ③保険の対象となる人は誰か (個人型、家族型など) ④補償が重複している保険はないか (火災保険と自動車保険の両方に 賠償責任補償が付帯されているなど、 加入中の保険について把握することが大切) ⑤自身のケガなどに関する補償は必要か (死亡、後遺障害、傷害)
②自動車保険(特約)		
③火災保険(特約)		
④傷害保険(特約)		
⑤クレジットカード(付帯保険特約)		
団体 保険	⑥会社・区市町村等の団体保険	
	⑦PTAの保険など学校・大学で募集する保険	
	⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険	
⑨TSマーク付帯保険		点検、整備に付帯した自転車向け保険です。 有効期間は点検基準日から1年間です。更新を忘れずに！ TSマークの色により補償条件が異なります。 緑色TSマークは、全ての人身事故が賠償責任補償の 支払対象で、示談交渉サービスが付いています。



自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

都民安全 保険

検索

